

(施行細則第5条関係)

身体障害者福祉法指定医辞退届

令和3年 7月 1日

(あて先) 前橋市長

医師氏名 前橋 太郎

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定を受けておりますが  
辞退します。

記

- 1 住所 前橋市大手町 2-12-1
- 2 標ぼうしている診療科目 整形外科